

# 福島県ふるさと帰還に向けた

インスペクション

# 住宅調査支援事業

補助金額

# 最大15万円

ふるさとへの  
帰還をお手伝い  
します。



東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、長年空き家となっている住宅について、帰還等に向けた住まいに関する不安を払拭するため、既存戸建住宅の状況調査等に係る費用を補助する事業です。

避難されている方のふるさとへの帰還や、まちの復興・再生を支援します。



## 補助対象区域

- ◆東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法第20項第2項に基づく指示により設定された、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

お問い合わせ先・申請先



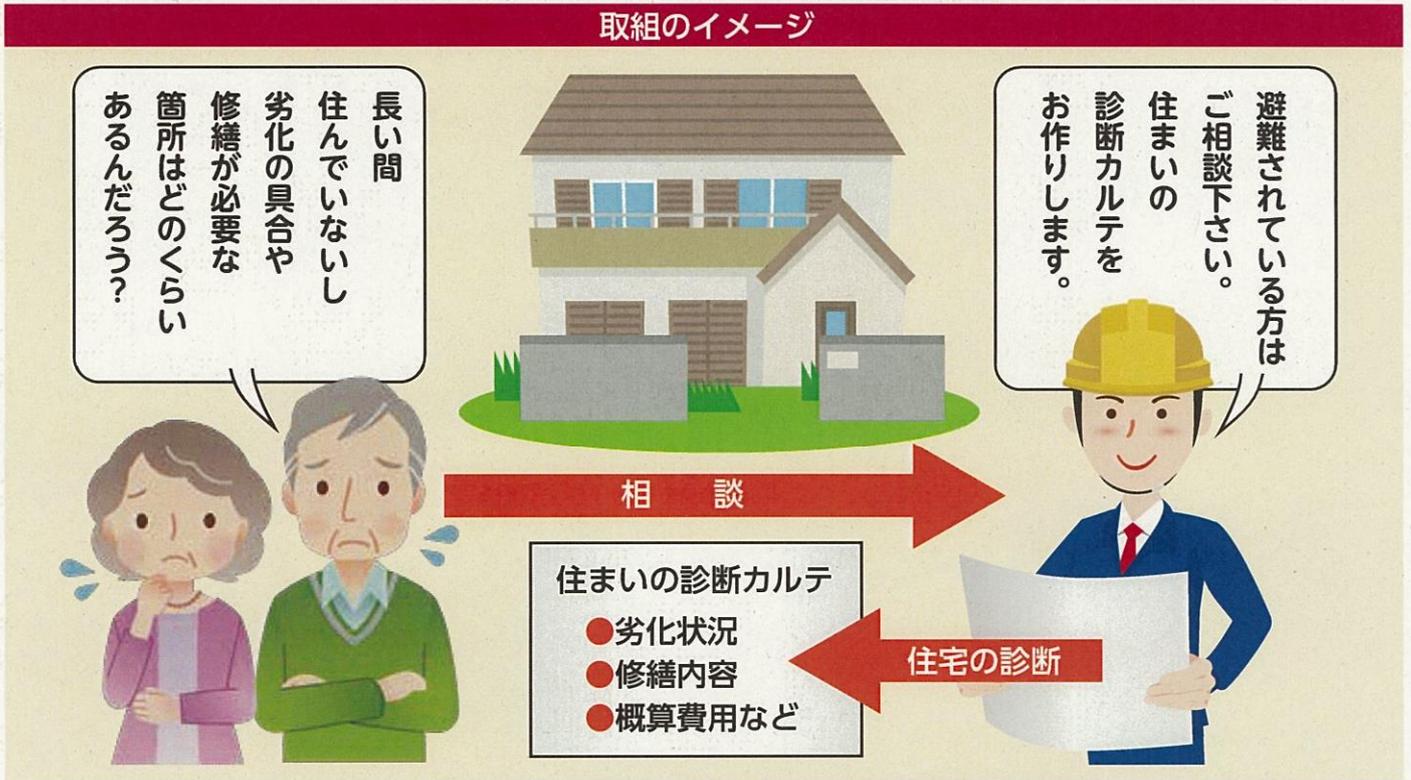
## 補助対象住宅

- ◆補助対象区域内の、避難指示以降居住していない住宅
- ◆所有者が帰還等する予定の既存戸建住宅(ただし、賃貸事業のために所有・管理されていたもの、及び地方公共団体が所有・管理していたものを除く)

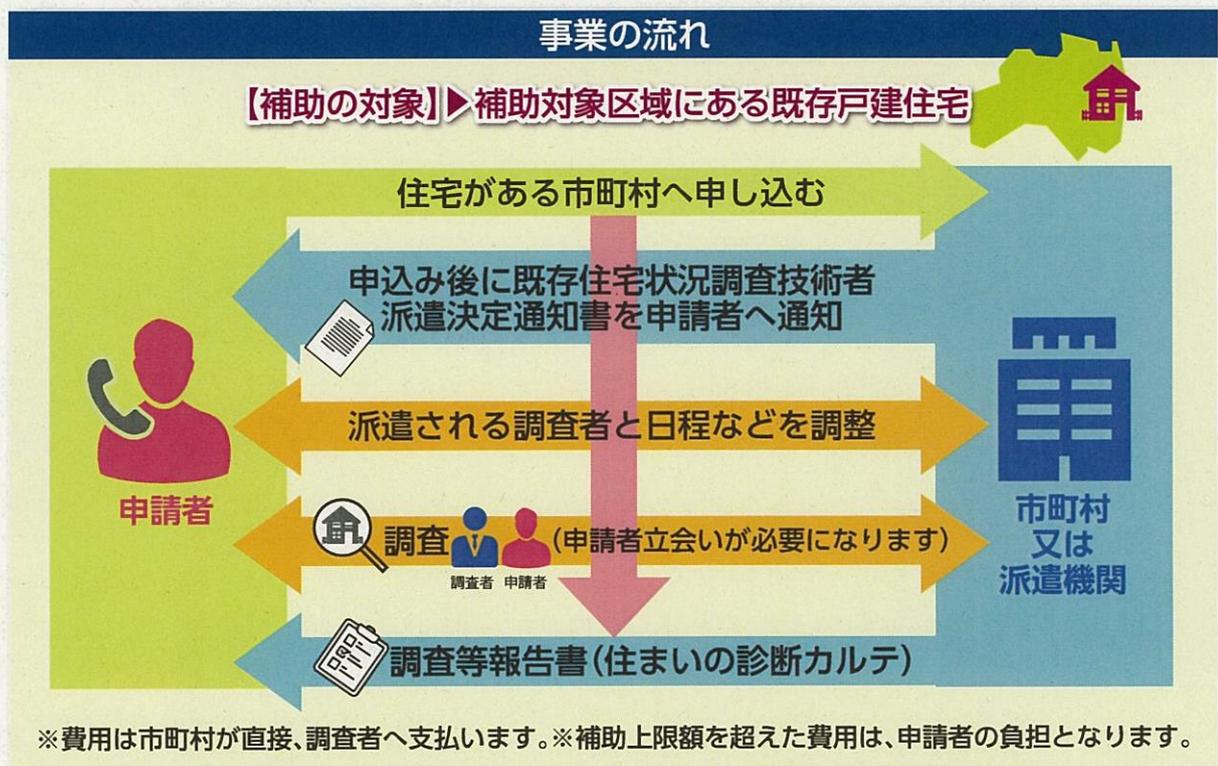
檜葉町役場建設課：TEL0240-23-6106

詳しくは裏面をご覧ください。➡

## 取組のイメージ



## 事業の流れ



◆調査方法は、国土交通大臣が定める既存住宅状況調査方法基準(国土交通省告示第82号)によります。

### 県担当窓口

福島県土木部建築指導課 民間建築担当  
〒960-8670 福島県福島市杉妻2番16号(西庁舎4階建築総室)  
TEL024-521-7529 FAX024-521-7955  
MAIL [kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp)